

公 告

「特別養護老人ホーム御船荘」の新築移転に伴う備品整備事業について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

令和6年12月4日

社会福祉法人 誠和福社会
理 事 長 岩永 浩美

1 入札の概要

- | | |
|-------------|-----------------------------------|
| (1) 発注者名 | 社会福祉法人 誠和福社会 |
| (2) 事業名 | 特別養護老人ホーム御船荘の新築移転に伴う備品（什器・機器）整備事業 |
| (3) 納品場所 | 佐賀県武雄市東川登町大字永野 3494 番地 1 他（移転先） |
| (4) 品名及び数量 | 別紙仕様一覧表による（5に係る書類） |
| (5) 調達用品の仕様 | 別紙仕様一覧表による（5に係る書類） |
| (6) 納品期日 | 令和7年 3月 15日まで |
| (7) 予定価格 | 有（非公表） |
| (8) 最低制限価格 | 有（非公表） |

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加するものは、次の資格要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 開札の日の6ヵ月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る入札参加停止処分を受けている者、若しくは佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 県内業者（佐賀県ローカル発注促進要領に定める県内企業（※））であること。
但し、県内に本・支店がない特殊機器については、この限りでない。

(6) 佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例第28号）第2条第4号に規定する暴力団等でないこと。

3 入札参加資格確認申請書（様式第1号）の受付期間及び受付場所等

(1) 受付先

〒843-0233

佐賀県武雄市東川登町大字永野4058番地5

特別養護老人ホーム御船荘 担当：樋渡昭範

TEL 0954-23-5523

E-mail mifuneso@cableone.ne.jp

(2) 受付期間及び時間

① 期間 令和6年12月9日（月）～令和6年12月11日（水）

② 時間 10時から16時まで

(3) 提出書類及び方法

以下の書類を各1部、郵送又は持参にて提出すること。

① 入札参加資格確認申請書（様式1）

② 会社案内（会社概要・経歴など）（パンフレット可）

③ ご担当者名刺（電話番号・E-mailアドレスが記載）

4 入札参加資格の確認、入札参加者の決定及び通知

提出書類により入札参加資格を審査し、審査結果に基づき入札参加資格者を決定する。入札参加資格者には本事業に係る入札参加資格を有する旨を文書（様式2）により、E-mailにて令和6年12月12日（木）までに通知する。

5 入札に必要な書類の配布

入札参加資格有り確認された者には、以下（①～⑤）の書類を、4の通知時にE-mailにて送付する。

① 入札書（様式3）

② 辞退届（様式4）

③ 質疑・回答書（様式5）

④ 委任状（様式6）

⑤ 仕様一覧表

6 仕様一覧表に関する質疑

(1) 提出期限 令和6年12月18日（水）16時まで

(2) 提出方法 E-mailにて受け付ける。（質疑・回答書に記載し、添付すること）

- (3) 提出先 3 (1) の受付先とする。
(4) 質疑回答 令和6年12月20日(金) 16時までにE-mailで回答

7 入札書類の提出方法及び提出場所等

5①を以下の受付先に郵送又は持参すること。なお、郵送は書留郵便で以下の期限までに7(1)の受付先に必着とする。期限を過ぎて到着した入札書は無効とし開封しない。

また、「令和6年度 物品調達入札書(什器・機器) 在中」と朱書きすること。

(1) 受付先

〒843-0233

佐賀県武雄市東川登町大字永野4058番地5

特別養護老人ホーム御船荘 担当: 樋渡昭範

TEL 0954-23-5523

(2) 受付期限 令和6年12月25日(水) 17時30分まで

8 開札日及び場所

(1) 開札日 令和6年12月26日(木)

(2) 場所 特別養護老人ホーム 御船荘 会議室

9 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、指名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを出した者

エ 1人で2以上の入札をした者

オ ア～エに掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

10 入札の中止

入札参加者が連合し又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められる場合は、入札を中止とする。この場合の損害は入札者の負担とする。

11 落札者の決定方法

予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を契約の相手方とする。

但し、落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、くじ引きにより

落札者を定める。

12 代金の支払 完了払 引渡後

13 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

14 その他

- (1) 入札の結果は、落札決定通知書をもって落札者のみに連絡する。
- (2) 落札者の手続きに関しては、落札者と連絡・調整のうえ決定する。
- (3) 当法人が指定する仕様の備品について、取扱いがない場合、若しくは納品期日までに納品完了ができない等の理由がある場合は、事前に相談のうえ、同等以上の品質の備品に変更することができるものとする。その場合は、同等品と確認できるカタログ（カラー印刷）等を提出すること。

※佐賀県ローカル発注促進要領に定める県内企業

- ・ 県内に本店を有する者
- ・ 県内における支店等を有し県内支店等に勤務する従業員比率が50%以上の者又は県内支店等に勤務する従業員が50人以上の者
- ・ 誘致企業
- ・ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律第2条第4項に規定する「障害者就労施設等」（県内に所在する者に限る）